

大阪市告示第479号

大阪市立東淀川体育館ほか3施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号。以下「体育館条例」という。）第9条第3項及び第4項並びに大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号。以下「プール条例」という。）第8条第3項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額を承認したので、体育館条例第9条第5項及びプール条例第8条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山英幸

1 東淀川体育館の利用料金

区 分					利用料金			
					午前	午後	夜間	全日
体 育 場	入場料	アマチ	全 面	生徒	5,100円	7,800円	13,000 円	25,900 円
	その他	ュアス		等				
	これに	ポーツ	1 面	そ の	6,400円	9,500円	15,800 円	31,700 円
	類する	又はレ		他 の				
	ものを	クリエ	そ の	者				
	徴収し	ーショ		他 の				
ない場	ンに使	1 面		生徒	2,100円	3,400円	5,300円	10,800 円
合	用する	そ の		等	2,600円	3,900円	6,500円	13,000 円
	場合	用する		他 の				
		場合		者				
		その他の場合			55,000 円	82,000 円	137,000 円	274,000 円
	入場料	アマチュアスポーツ			46,000	67,000	113,000	226,000
	その他	又はレクリエーショ			円	円	円	円
	これに	ンに使用する場合						

類する ものを 徴収す る場合	その他の場合	121,000 円	181,000 円	303,000 円	605,000 円
--------------------------	--------	--------------	--------------	--------------	--------------

備 考

1 この表において「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後4時30分までをいい、「夜間」とは午後5時30分から午後9時までをいい、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。

2 この表において「生徒等」とは学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)又はこれに準ずるものの幼児、児童、生徒及び学生をいう。

3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)における利用料金は、本表のそれぞれ2割増とする。

4 使用時間を超過して体育場を使用したときの利用料金の額は、超過した30分間(30分間未満切り上げ)につき上記に掲げる全日の利用料金の額に100分の5を乗じて得た額(土曜日、日曜日及び休日の場合は、これによって算出された額の2割増の金額。100円未満切捨て)とする。

2 東淀川体育館の附属設備の利用料金

区 分	単 位	利用料 金
バスケットボール用具	一式 午前、午後又は夜間各1回	1,200 円
バレーボール用具	一式 午前、午後又は夜間各1回	850円
ハンドボール用具	一式 午前、午後又は夜間各1回	1,800

		円
テニス用具	一式 午前、午後又は夜間各 1 回	850円
バドミントン用具	一式 午前、午後又は夜間各 1 回	300円
卓球用具	一式 1 日	600円
防球さく	1 枚 1 日	150円
フロアシート	1 枚 1 日	500円
ストップウォッチ	1 個 午前、午後又は夜間各 1 回	350円
ステージ	1 基 1 日	6,000 円
電光得点板	1 組 午前、午後又は夜間各 1 回	3,000 円
放送設備	一式 午前、午後又は夜間各 1 回	2,000 円
マイク	1 本 午前、午後又は夜間各 1 回	800円
ワイヤレスマイク	1 本 午前、午後又は夜間各 1 回	1,200 円
テープレコーダー	1 台 午前、午後又は夜間各 1 回	800円
補助いす	1 脚 1 日	100円
テーブル	1 脚 1 日	200円
冷暖房	1 時間	4,000 円
ガストーブ	1 台 午前、午後又は夜間各 1 回	850円
扇風機	1 台 午前、午後又は夜間各 1 回	500円
シャワー室	1 室 午前、午後又は夜間各 1 回	2,400 円
体育場照明電力	1 キロワット (36キロワットWを超	50円

	える部分に限る。) 1 時間	
備 考		
<p>1 この表において「午前」とは午前 9 時から正午までをいい、「午後」とは午後 1 時から午後 4 時 30 分までをいい、「夜間」とは午後 5 時 30 分から午後 9 時までをいう。</p> <p>2 アマチュアスポーツ及びレクリエーション以外に使用する場合の利用料金は、本表のそれぞれ 5 割増しとする。(ただし、ガスストーブ、扇風機及び体育場照明電力を除く。)</p>		

3 スポーツセンターの利用料金

区 分				利用料金				
				午前 9 時から正午	正午から午後 3 時	午後 3 時から午後 3 時	午後 6 時から午後 9 時	午前 9 時から午後 9 時
淀川 スポ ーツ セン ター	体 育 場	第 1 体育場		1,400 円	1,950 円	1,950 円	2,500 円	7,800 円
		第 2 体育場		1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円	7,200 円
	多目的室		1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円	7,200 円	
東淀 川ス ポー ツセ ンタ	体 育 場	第 1 体 育場	全 面	2,800 円	3,900 円	3,900 円	5,000 円	15,600 円
			1 面	1,400 円	1,950 円	1,950 円	2,500 円	7,800 円
	第 2 体育場		1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円	7,200 円	

一			円	円	円	円	円
	多目的室		1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円	7,200 円
備 考							
<p>1 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）における利用料金は、本表の金額のそれぞれ2割増とする。</p> <p>2 使用時間を超過して体育場を使用したときの利用料金の額は、超過した30分間（30分間未満切り上げ）につき上記に掲げる全日の利用料金の額に24分の1を乗じて得た額（日曜日、土曜日及び休日の場合は、これによって算出された額の2割増の金額。100円未満切捨て）とする。</p>							

4 屋内プールの利用料金

区 分			単 位	利用料 金
東 淀 川 屋 内 プ ー ル	水泳場	専用使用	1回2時間	27,000 円
			超過時間1 時間までご とに	13,500 円
	個人使 用	子ども及び高齢者	1人1回	500円
			回数券11回 分	5,000 円
			1人1月	3,500 円
		その他の者	1人1回	1,000

					円
				回数券 11回分	10,000円
				1人1月	7,000円
トレーニング場	団体使用	高齢者	1人1回	250円	
		高校生等	1人1回	350円	
		その他の者	1人1回	550円	
	その他の個人使用	高齢者	1人1回	300円	
			回数券 11回分	3,000円	
			1人1月	3,000円	
		高校生等	1人1回	400円	
			回数券 11回分	4,000円	
			1人1月	4,000円	
		その他の者	1人1回	600円	
			回数券 11回分	6,000円	
			1人1月	6,000円	
	水泳場及びトレーニング場のセット使用	高齢者	1人1回	600円	
			回数券 11回分	6,000円	

			1 人 1 月	5,000 円
	高校生等		1 人 1 回	1,100 円
			回数券 11 回 分	11,000 円
			1 人 1 月	8,500 円
	その他の者		1 人 1 回	1,200 円
			回数券 11 回 分	12,000 円
			1 人 1 月	10,000 円

備 考

1 この表において、「団体使用」とは、個人使用のうち責任者に引率された使用料の額が同一である10人以上の者で構成された団体による使用をいう。

2 この表において、「水泳場及びトレーニング場のセット使用」とは、個人使用のうち、1の日に1のプールの水泳場及びトレーニング場（以下「水泳場等」という。）を各1回併せて使用するための使用券による使用並びに1の月に1のプールの水泳場等を併せて使用するための定期券による使用をいう。

3 日曜日、土曜日及び休日における水泳場の専用使用に係る利用料金は、この表に定める金額の2割増とする。

4 この表に掲げるプールの施設の使用許可を受けた者が、入場料の類を

徴収する場合における水泳場の専用使用に係る利用料金は、この表に定める金額（日曜日、土曜日及び休日にあつては、前項の規定により2割増した金額）の3倍に相当する額とする。

5 この表にかかわらず、水泳場を30人以上の団体で使用する場合における当該各施設の個人使用に係る利用料金は、次の各号に掲げる団体の区分に応じた額とする。

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 30人以上50人未満の団体 | 利用料金の9割に相当する額 |
| (2) 50人以上100人未満の団体 | 利用料金の8割に相当する額 |
| (3) 100人以上の団体 | 利用料金の7割に相当する額 |

5 実施年月日

令和6年4月1日から

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)